

平成25豊商議第17号

平成26年1月31日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 榎 本 義 憲 様

豊前商工会議所
会 頭 秋 吉 直 人

財政援助団体等監査の結果に伴う回答について(回答)

平成25年12月に実施されました財政援助団体等監査においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

①豊前商工会議所小規模事業支援補助金について

【指摘の趣旨】

毎年、4,050千円の補助金が交付されており、その主なものは中小企業相談所の経営指導員の人件費となっている。

小規模事業会計は特別会計を設定しているが、補助金は一旦一般会計に受入れ、特別会計に繰り入れられているものの同額ではなく、一般会計に事務費相当額が受け入れられており用途が分かりにくい。

県補助金は全額、小規模事業特別会計に計上されており、市補助金は県補助金で賄えない部分の一部とのことであるが、市補助金全額受け入れても収支は不足する状況にある。市補助金の小規模事業特別会計へ直接受入れについて検討されたい。

【措置内容】

豊前商工会議所の特別会計である「小規模事業会計」は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(以下、小規模事業者支援促進法)」に定義される小規模事業者(商業・サービス業:従業員 5 人以下、製造業その他:従業員 20 人以下)に対する「経営改善普及事業」を推進する機関である「豊前商工会議所 中小企業相談所」に関する会計であり、「小規模事業者支援促進法」第 4 条により、国・県の補助を受けている。

また、豊前市からの「豊前商工会議所小規模事業支援補助金」は、平成 18 年度までは「豊前商工会議所補助金」と、「中小企業振興対策補助金」であったものが、平成 19 年度に 1 本化し、「豊前商工会議所小規模事業支援補助金」となったもので、小規模事業者に対する支援のみではなく、小規模事業者を含めた中小企業全体に対する支援との見地から、当所では「小規模事業者支援促進法」に特化した国・県補助金とは区別し、「一般会計」において受け入れを行い、中小企業相談所を含めた商工会議所全般における「事務諸費」、「通信費」、「賃借料」、「水道光熱費」等、また小規模事業者を含めた中小企業支援として行う「商工振興費」や「調査広報費」等に支出し、その一部を「小規模事業会計」に繰り入れて市内の小規模事業者等の指導等に使用してきた。

しかしながら、国・県補助金も、市補助金も市内の小規模事業者を含めた中小企業対策を目的としたものであり、今回の監査の指摘を受け、今後は市補助金についても、国・県補助金同様に「小規模事業会計」にて受入れする事を検討したい。

②プレミアム商品券補助金について

【指摘の要旨】

地域経済活動の刺激対策としてプレミアム商品券を毎年 50,000 千円発行し、県・市で 1 割のプレミアム分を補助金として交付し、地域での消費活動の活性化と地域経済向上を図っており、一定の効果を上げていると思われる。

しかし、商品券発行事務並びに商品券発行事業費用は、無効商品券等の余剰金が発生しており、その会計上の処理が不透明なところがあるので、透明性の確保のため改善されたい。

【措置内容】

豊前商工会議所が発行する「プレミアム付き《くぼてん》商品券」は、「前払式支払手段」に該当する商品券であるが、現在発行しているものは使用期間が 6 カ月未満のもので、「資金決済に関する法律」の適用は受けない任意の商品券である。

プレミアム付き商品券は、地域経済活性化を目的に、平成 20 年頃から各地で発行され

ようになり、当所では福岡県交付金、豊前市補助金を受けて平成 21 年度から発行(平成 22 年度は豊前市商店街連合会主催)しており、消費の喚起や、市外流失の防止等に効果をあげている。

前述のように、当所のプレミアム商品券は法によってその決済方法等が規制されない商品券であり、未換金残額の権利は発行者である豊前商工会議所に帰属する。

当所では以前から使用期限、並びに換金請求期限を知らせるポスターや「会議所だより(全戸版)」等における記事で告知しており、未使用期限切れ、並びに取扱事業者による換金忘れが無いように呼びかけているが、これまでに発生した未換金残額、及び発行事業経費は、同会計において繰越を行っている。

しかしながら、今回の監査の指摘を受けて、本特別会計において発生した残額は、今後豊前商工会議所が市内の商工業の振興事業を行うための基金である「商工業振興基金特別会計」に繰入し、会計の透明性を確保すると共に、地域の商工業の振興に利用して行きたいと考える。

③ T.M.O補助金について

【指摘の要旨】

T.M.O事業については、平成 16 年 9 月中心市街地の活性化に関する行政評価、監視結果に基づく勧告(総務省)が出され、「中心市街地の活性化が図られる市町は少なく、基本計画の的確な作成、事業の着実な実施、基本計画の見直し、基本計画の的確な評価等の改善が必要である」との理由で、まちづくり三法の見直しがされている。

本市T.M.O事業は、平成 14 年 8 月に認定してより 11 年を経過し、51,970 千円が交付されているが従来のイベントへの協賛型事業が中心的内容となっている。新法に基づく事業計画の見直し、評価等は 7 年を経過するが検討、協議された経過は見当たらない。

また、T.M.Oの事務局員は会議所の職員が兼任であり、専任の職員(嘱託等)を配置する等、今後のT.M.O事業のあり方について抜本的見直しを検討されることを要望する。

【措置内容】

豊前市は平成 10 年に施行された「中心市街地活性化法(以下 中活法)」を受けて、平成 11 年度に「中心市街地活性化基本計画(以下 基本計画)」を策定した。

この「基本計画」は、豊前市中心市街地の最上位計画となるものであり、「中活法」に則り「市街地整備」(ハード事業)と、「商業活動の活性化」(ソフト事業)の両輪を効率的に実施する事で中心市街地の活性化を目指すものである。

「基本計画」では、「市街地整備」においては主として行政が、「商業活動の活性化」に

においては基盤作りを主として行政が担当し、実際の商業活動を民間が行うとなっているが、大型商業施設等と比べて組織力や企画力に劣る商業者の事業実施には限界がある事から、これらの取りまとめを行う組織として、「中活法」では、TMO(タウンマネージメント組織)の設置が認められていた。

TMOは、商工会議所や第三セクター等が事業実施者となる事ができると法に定められているが、豊前市においては豊前商工会議所にTMO事業者となって欲しい旨の依頼があり、TMOの設置に必要な「中小小売商業高度化事業構想」を策定し、平成14年以降TMOとして活動を行っている。

その後、「中活法」が改正され、TMOは法的根拠をもたないまちづくり組織となり、併せて従来のTMOに代わる組織として、ソフト事業に限定されない中心市街地活性化推進組織である「中心市街地活性化協議会」を設置することが望まれるようになっている。

これと同時に、市の「基本計画」自体も新法に対応した計画への移行が望まれているが、新法に則った「基本計画」策定はハードルが高く、現時点において「基本計画」の改正がなされていない事から、豊前市においては平成11年度に策定された「基本計画」と、TMO組織が存続している。

今回の監査で指摘のあった「新法に基づく事業計画の見直し」については、市の「基本計画」の見直しを前提としたものでなくてはならず、「中心市街地活性化協議会」の設置も含めて現在これを待っている状況である。

また、「専任の職員(嘱託等)を配置」については、新法への過渡期とも言える現状において、事業規模、並びに経費面において専任職員を配置することは困難である。

しかしながら、今回の監査の指摘を受けて、現在の状況下で可能なTMO事業のあり方や、事業内容の見直しを行い、より効果的な組織、並びに事業を実施するよう、関係者と協議を行うと共に、今後行われるであろう「改正中活法」に対応した「改正基本計画」の策定、並びに「中心市街地活性化協議会」の設置に協力して行きたいと考える。